

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前						
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）						
名称		位置		名称		位置				
……略……		……略……		……略……		……略……				
立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場		立川市西砂町1丁目23番地の8		立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場		立川市西砂町1丁目23番地の8				
立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場		立川市西砂町1丁目45番地の9								
……略……		……略……		……略……		……略……				
別表第2（第3条の2関係）				別表第2（第3条の2関係）						
施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	施設区分	駐車区分	単位	駐車料金			
……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	……略……	…略…	……略……			
立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場	一般駐車	…略…	……略……	立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場	一般駐車	…略…	……略……			
								定期駐車	1台につき1月	市内
			その他	1,700円						
立川市西武立川駅北口第二	定期駐車	1台につき1月	市内	立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場	定期駐車	1台につき1月	市内	学生	1,000円	
									その他	1,700円
								学生	2,700円	
					1台につき3月	市内	学生	2,700円		
							その他	4,500円		
					1台につき6月	市内	学生	5,100円		
							その他	8,600円		

有料自転車駐 車場		1台につ き3月	市内	学生	2,700円
				その他	4,500円
		1台につ き6月	市内	学生	5,100円
				その他	8,600円
……略……	……略……	…略…	……略……		

備考

- (1) 駐車料金に係る市内とは、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場、立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場及び立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場にあっては、武蔵村山市内に在住している者を含む。）とし、市外とは、これ以外の者とする。

- (2) ……略……

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

……略……	……略……	…略…	……略……	
-------	-------	-----	-------	--

備考

- (1) 駐車料金に係る市内とは、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場及び立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場にあっては、武蔵村山市内に在住している者を含む。）とし、市外とは、これ以外の者とする。

- (2) ……略……

案内図

(参考)

